平成２１年（フ）第４７８号
静岡県三島市萩266番地の１
債務者　服部志賀子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
静岡県三島市谷田・小山中島・1241番地の22シティーコーポ谷田101、前住所静岡県三島市南二日町７番12号　大紀コーポ２Ｆ東
債務者　髙橋　　滋
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６３号
京都市南区東九条宇賀辺町75番地
債務者　河本幸喜こと　梁　　幸喜
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８９号
京都市北区上賀茂北ノ原町９番地　北の原マンション302号
債務者　岡本　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９２号
京都府木津川市木津川台６丁目２番地２ローレルスクエア木津川台９―407
債務者　佐藤　健蔵
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５５号
京都市伏見区深草一ノ坪町６番地１　清水アパート１号
債務者　藤村トモ子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８７号
京都市中京区押小路通高倉西入左京町138番地　バインオーククリビア３―Ａ号
債務者　松場千鶴子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７６号
京都府福知山市字荒河９番地の71
債務者　足立美保子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１２６７号
大阪府松原市岡４丁目７番37号、前住所大阪府松原市天美南５丁目８番10―４Ｄ号
債務者　有村　正二
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６８号
大阪府松原市岡４丁目７番37号
債務者　有村志鶴子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３０７号
堺市中区深阪2529番地２、前住所堺市中区八田北町10番地31　７棟109号
債務者　三坂　　満
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８３号
堺市堺区榎元町５丁４番15号　堺東コーポ307号
債務者　松浦佳緒里
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５０９号
堺市南区赤坂台３丁９番29―106号
債務者　村田ハルコ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３４号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁51番地、前住所堺市堺区田出井町１番６―608号
債務者　堀内美枝子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５２号
大阪府河内長野市木戸３丁目37番１―102号
債務者　高岡りつ子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５６号
堺市中区田園776番地８
債務者　田中　幸代
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５６１号
堺市北区長曽根町633番地　パナハイツ霧島203号
債務者　藤本　文男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係